

令和5年
第6回南九州市農業委員会 総会議事録

1. 日 時 令和5年6月28日(水) 午後2時～

2. 場 所 南九州市颯娃保健センター

3. 出席委員(18人)

会長

会長職務代理 2番 永山 明美

| | | | | | | |
|----|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
| 委員 | 3番 | 福元 三徳 | 4番 | 桑代 純一 | 5番 | 松永 克生 |
| | 6番 | 吉崎 久男 | 7番 | 六反田 達郎 | 8番 | 松藺 勝郎 |
| | 9番 | 梶山 俊孝 | 10番 | 東垂水 勝秀 | 11番 | 今市 範男 |
| | 12番 | 本木下 裕一 | 13番 | 宮原 俊郎 | 14番 | 月野 貴大 |
| | 15番 | 池田 慎 | 16番 | 下之門 信洋 | 17番 | 東垂水美智子 |
| | 18番 | 雪丸 泰親 | 19番 | 大隣 初美 | | |

4. 欠席委員(1人) 1番 松村 孝徳

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第5 議案第29号 農地所有適格法人の承認について
- 日程第6 議案第30号 農業振興地域整備計画変更(案)の意見決定について
- 日程第7 議案第31号 農地法第3条許可申請に対する許可について
- 日程第8 議案第32号 農地法第4条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第9 議案第33号 農地法第5条による転用許可後の事業計画変更に対する承認について
- 日程第10 議案第34号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について

- 日程第 11 議案第 35 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 12 議案第 36 号 非農地証明願について
- 日程第 13 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志 (欠席)
 農政係長 折尾 武志 松下 剛史
 農地係長 宇都 寿彦 中村 智治

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

農政係長 御起立願います。

「一同 礼」

御着席願います。

南九州市農業委員会会議規則第 7 条第 2 項の規定により本日の議長は、会長職務代理者をお願いいたします。

議 長 それでは、出席確認を行います。松村委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。ただいまの出席人員は 18 名で、会議の定足数に達しております。これより令和 5 年第 6 回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 会長諸般及び事務局長諸般の報告に移ります。事務局の報告を求めます。

農政係長 (諸般報告をおこなう。)

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してくだ

さい。

議長 日程第1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、3番 福元 委員，4番 桑代 委員を指名し，会議書記に折尾 農政係長を指名いたします。

議長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は，本日6月28日の1日間としたいと思いますが，御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
したがって，会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議長 続きまして，日程第3 議案審議に係る通知事案について，事務局の説明を求めます。

農地係長 説明いたします。4ヶ～10ヶでございます。
農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が32件ございました。
貸人は，鹿児島市の〇〇〇〇さん借人は，颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん外です。
貸人主導によるもの7件，借人主導によるもの25件のうち，農地中間管理事業への載せ替えが17件となっております。
地目の内訳は，田6筆 6,747㎡，畑62筆 77,304㎡の合計68筆 84,051㎡で，颯娃地域5件，知覧地域23件，川辺地域4件です。
なお，各ヶ一番右端備考欄に記載があります筆が，後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。
以上で説明を終わります。

議長 只今の事案について，質疑はありますか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては，通知事案でございますので，御了承いただきたいと思います。

議 長 続きます。日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 今回は再認定8件で13号の一覧表で説明申し上げますが、法人4件、個人4件であります。尚2番目の変更につきましては、代表者の変更であります。計画の詳細につきましては、14号、15号にありますのでお目通し願います。以上で報告事項の説明を終わります。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思えます。

議 長 次に、日程第5 議案第29号 農地所有適格法人の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

農政係長 資料は、16号からになります。
今回は、南九州市知覧町〇〇 〇〇〇〇番地 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんの案件です。法人の事業内容としましては、茶園の経営・管理、農産物の生産・加工販売で、会社設立は平成31年1月4日です。構成員は2人となっています。資本金の額は100万円です。

農地所有適格法人は4つの要件を全て満たさなければなりません。

「法人形態要件」については、株式会社で、「事業要件」については、主な事業は、お茶の加工・販売となっており、「構成員要件」については出資者2人で、常時従事（150日）する農業関係者が総議決権の2分の1を超えております。「役員要件」についても、役員の過半が法人の農業に150日以上従事し、かつ一人以上が法人の農作業に年60日以上従事します。

以上、全ての要件を満たしていることをご報告いたします。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。議案第29号に係る案件につい

ては、申請どおり承認することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって議案第29号に係る案件については、申請どおり承認することに決定されました。

議長 次に、日程第6 議案第30号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって、現地調査員の報告をお願いいたします。月野委員お願いします。

月野委員 報告いたします。22号の審議番号1番です。関連資料は23号から27号になります。申請人は、鹿児島市の株式会社 ○○○○です。申請地は、知覧町○○字○○ ○○○○番、畑 1,033㎡で、○○○自治会に位置します。

申請人は、申請地周辺に住宅需要の見込みがあることから、申請地に特定建築条件付売買予定地として宅地3区画の造成をするため農用地区域から除外するものです。申請地西側、南側は畑に、東側は宅地に、北側は市道に接しています。

申請地が市道より低いため30cm～1m40cm程度の盛土をしますが、よう壁を設けるので土砂の流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ、汚水・生活雑排水は公共下水道を介して道路側溝へ放流し、日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。審議番号1番の農振除外につきましては、代替地を検討しましたが、適地が見つからず、農用地区域の外周部に接していることから農地の集団化・農作業効率化に支障はなく、除外の要件を満たしていると判断されます。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議長 質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり
議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第30号 農業振興地域整備計画変更(案)については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり
議長 異議なしと認めます。
よって、議案第30号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議長 次に、日程第7 議案第31号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。29号～49号の3条所有権移転14件でございます。
譲渡人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、同じく颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん外の申請です。地目の内訳は、田3筆 1,014㎡、畑33筆 27,747㎡の合計36筆 28,761㎡で、理由につきましては、規模・経営拡大11件、受贈2件、相手方の要望1件です。10a当たりの取引価格につきましては田が299千円、畑が50千円から407千円です。10a当たりの取引価格の平均としましては、田299千円、畑197千円でございます。地域別では、颯娃地域4件、知覧地域3件、川辺地域7件です。

なお、農地法第3条第2項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断につきましては、申請書及び提出されました32号～40号の調査書、誓約書及び営農計画書について審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

続きまして、41号の3条区分地上権設定4件でございます。関連資料は42号～49号になります。貸し人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんほか、借り人は、茨城県〇〇市の有限会社 〇〇〇〇の申請です。これらの案件につきましては、令和3年第11回、第12回の総会におきまして区分地上権設定が10年間の期間許可されております。当時は借り人がいずれも株式会社 〇〇〇〇で申請されており、同社の事業見直しに伴い、今回、全て〇〇〇〇が事業を承継するものです。

3条申請の区分地上権としましては申請地の上空に営農型太陽光発電設備が設置されていますが、その農地の上空の権利を設定するため事業を承継した〇〇〇〇が申請するもので、許可期間については、令和3年に許可を得

た10年間の期間を引き継ぐもので審議番号15, 17, 18は令和13年12月5日、審議番号16は令和14年1月6日までとなっております。これらの案件につきましては農地転用事業計画変更の承認及び農地法第5条の地上権設定においても申請されており後ほど審議させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。
質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第31号 農地法第3条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第31号については、全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、日程第8 議案第32号 農地法第4条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって、現地調査員から報告をお願いします。雪丸委員をお願いします。

雪丸委員 報告いたします。51ページの審議番号1番です。関連資料は52ページから56ページになります。申請人は、穎娃町〇〇の有限会社 〇〇〇〇です。申請地は、穎娃町〇〇字〇〇〇〇 〇〇〇〇番、畑3,194㎡で、〇〇〇自治会西側に位置します。

申請人は、市内で製茶工場を営む法人であり、事業拡大に伴い、新たに製茶工場を建築しようとするものです。申請地の北側は茶工場に、東側は畑に、西側は山林に南側は市道に接しています。現状のまま利用するので、土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し、日照・通風等については隣接農地への通路を確保することで、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、今市委員お願いします。

今市委員 報告いたします。51 分の審議番号 2 番です。関連資料は 57 分から 60 分になります。申請人は、南九州知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番、1,193 m²のうち 499 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内の実家に居住する会社員であり、実家が老朽化してきたことから、申請地に一般住宅を建築しようとするものです。申請地の北側は畑に、東側は宅地に、南側西側は市道に接しています。30 cmから 80 cm程度の盛土や切土を行うがブロックの擁壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は溜枡を介して道路側溝へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し、日照・通風等については、緩衝地を設けるので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号 1 番につきましては、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農地であり、耕作又は養畜の業務のため、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であることから農用地区域内農地の不許可の例外である『農用地利用計画指定用途』に区分されます。

審議番号 2 番につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第 2 種農地の『その他の農地』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことです。以上のことから、申請がなされた転用につきましては、やむを得ないと判断されます。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第32号 農地法第4条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。
よって議案第32号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議長 次に、日程第9 議案第33号 農地法第5条による転用許可後の事業計画変更に対する承認についてを議題といたしますが、まずもって、現地調査員から報告をお願いします。雪丸委員をお願いします。

雪丸委員 報告いたします。62号の審議番号1番です。関連資料は64号から68号になります。当初計画者は、鹿児島市に本店を置く、太陽光発電事業を営む法人であり、営農型太陽光発電設備を設置するため、令和3年12月6日付けで農地法第5条の一時転用許可を受けましたが、事業の見直しにより縮小する方向となったことから営農型太陽光発電事業の実績がある県外の事業承継者に譲渡したため計画変更するものです。

また、営農型太陽光発電設備についてはすでに設置済みであります。支柱部について本数に変更があったため、併せて計画変更するものです。現状のままで譲渡するので、土砂流出、雨水排水については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして62号の審議番号2番です。関連資料は69号から73号になります。

当初計画者は、鹿児島市に本店を置く、太陽光発電事業を営む法人であり、営農型太陽光発電設備を設置するため、令和4年1月7日付けで農地法第5条の一時転用許可を受けましたが、事業の見直しにより縮小する方向となったことから営農型太陽光発電事業の実績がある県外の事業承継者に譲渡したため設置者の変更をするものです。現状のままで譲渡するので、土砂流出、雨水排水については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、東垂水勝秀委員お願いします。

東垂水委員 報告いたします。63 頁の審議番号 3 番です。関連資料は 74 頁から 78 頁になります。当初計画者は、鹿児島市に本店を置く、太陽光発電事業を営む法人であり、営農型太陽光発電設備を設置するため、令和 3 年 12 月 6 日付けで農地法第 5 条の一時転用許可を受けましたが、事業の見直しにより縮小する方向となったことから営農型太陽光発電事業の実績がある県外の事業承継者に譲渡したため計画変更するものです。また、営農型太陽光発電設備についてはすでに設置済みであります。支柱部について本数に変更があったため、併せて計画変更するものです。現状のまま譲渡するので、土砂流出、雨水排水については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして 63 頁の審議番号 4 番です。関連資料は 79 頁から 83 頁になります。

当初計画者は、鹿児島市に本店を置く、太陽光発電事業を営む法人であり、営農型太陽光発電設備を設置するため、令和 3 年 12 月 6 日付けで農地法第 5 条の一時転用許可を受けましたが、事業の見直しにより縮小する方向となったことから営農型太陽光発電事業の実績がある県外の事業承継者に譲渡したため計画変更するものです。

また、営農型太陽光発電設備についてはすでに設置済みであります。支柱部について本数に変更があったため、併せて計画変更するものです。現状のまま譲渡するので、土砂流出、雨水排水については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明します。議案①～④までは関連がありますので一括して説明いたします。

事業承継者の一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

なお、事業承継することにより先程の農地法第 3 条の申請のほか次に審議される農地法第 5 条の申請がだされています。

以上で説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

本木下委員 先程農地法第3条の関係で地上権設定が承認されたが、営農型太陽光の施設設置について、脱炭素の施策として県内で特に鹿屋市が伸びていると聞いていますが、県内の状況、課題、これを設置することにより周りの気象の変化で霜が降りやすくなったと聞いたが、地域の隣接する圃場の影響や茶業振興についても影響があるのではないかと聞くが状況について聞いていないでしょうか。

農地係長 県内の営農型太陽光発電につきましては、県からの資料によりますと県内100件近くあります。今ありました鹿屋が多かったと記憶しております。国からの調査がありまして今質問がありました内容については、定期的に県を通じて国に報告されるようになっておりまして、国の取りまとめで具体的に現段階の営農型太陽光の営農に及ぼす影響についての情報はまだ届いていません。

議 長 他に質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第33号 農地法第5条による転用許可後の事業計画変更について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第33号については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、日程第10 議案第34号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって、所有権移転について現地調査員から報告をお願いします。東垂水勝秀委員をお願いします。

東垂水委員 報告いたします。85号の審議番号1番です。関連資料は86号から90号になります。譲受人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇、譲渡人は島根県〇〇市の〇〇〇〇〇〇さんです。申請地は、颯娃町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番 271㎡で、〇〇〇自治会に位置します。申請人は市内で〇〇〇〇を営む法人であり、実習生

が生活している宿舎への出入りが狭いことから、申請地を譲り受けて、通路として利用するものです。申請地の北側は原野に、東側は宅地に、西側は畑に、南側は国道に接しています。現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝へ、日照・通風等についても、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。もう既に工事も終わって舗装まで終わっていたところであります。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、今市委員お願いします。

今市委員 報告いたします。85 分の審議番号 2 番です。関連資料は 91 分から 94 分になります。譲受人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、譲渡人は東京都の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番、110 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、鹿児島市内に居住しており、以前、知覧町に居住していたこともあり、申請地を譲り受けて、申請地及び隣接の宅地 369 m²と一体利用で移住するための一般住宅を建築しようとするものです。申請地の東側北側は宅地に、南側は畑に西側は市道に接しています。現状のまま利用しますが、隣接地とはブロック積をすることで、土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ、汚水・生活雑排水は公共下水道へ放流し、日照・通風等については、建築物の高さを抑制するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、85 分の審議番号 3 番です。関連資料は 95 分から 98 分になります。譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番 外 1 筆 966 m²で〇〇〇自治会に位置します。申請人は、市内の借家に居住する農家であり、借家が手狭になったことから、申請地を譲り受けて、農家住宅を建築しようとするものです。

申請地の東側西側は宅地に、南側は畑に、北側は市道に接しています。現状のまま利用しますが、よう壁を設けることで、土砂流出等の恐れはなく、雨水は水路へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し、日照・通風等については、建築物の高さを抑制するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、地上権設定について、雪丸委員お願いします。

雪丸委員

報告いたします。99 分の審議番号 1 番です。関連資料は 101 分から 105 分になります。借人は、先程、農地転用事業計画変更で営農型太陽光発電設備の譲渡を受けた茨城県〇〇市の有限会社〇〇〇〇、貸人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番、畑 2,344 m²の内 0.37 m²で、〇〇〇自治会南側に位置します。

申請人は、茨城県〇〇市に本店を置き、不動産事業を営む法人であり、農地の有効活用及び経営の安定を図るために、申請地を借り受けて、すでに設置済である上部空間の営農型太陽光発電施設の事業運営をするものです。下部の農地では貸人自ら茶の栽培を継続しますが、地表部の支柱及び引込柱の面積について一時転用許可を得ようとするものです。

下部は農地のままで利用するので、土砂等が流出する恐れはなく、雨水は地下浸透及び自然流下で排水路に放流し、日照・通風等については周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、99 分の審議番号 2 番です。関連資料は 106 分から 110 分になります。借人は、先程、農地転用事業計画変更で営農型太陽光発電設備の譲渡を受けた茨城県〇〇市の有限会社 〇〇〇〇、貸人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番、畑 2,180 m²の内 0.45 m²で、〇〇〇自治会北側に位置します。

申請人は、茨城県〇〇市に本店を置き、不動産事業を営む法人であり、農地の有効活用及び経営の安定を図るために、申請地を借り受けて、すでに設置済である上部空間の営農型太陽光発電施設の事業運営をするものです。下部の農地ではシキミの栽培を継続しますが、地表部の支柱及び引込柱の面積について一時転用許可を得ようとするものです。

下部は農地のままで利用するので、土砂等が流出する恐れはなく、雨水は地下浸透及び自然流下で排水路に放流し、日照・通風等については周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

風速 40mの耐震があるとのことでしたが、現在、40mを超える風速が予想されるため確認しましたら保険に加入しているとのことでしたので事務局の方で保険の加入と内容を確認して頂きたいと思います。

以上で報告を終わります。

議 長

次に、東垂水勝秀委員お願いします。

東垂水委員

報告いたします。99 分の審議番号 3 番です。関連資料は 111 分から 115 分になります。借人は、先程、農地転用事業計画変更で営農型太陽光発電設備の譲渡を受けた茨城県〇〇市の有限会社〇〇〇〇、貸人は、鹿児島市の〇〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番 外 1 筆、畑 4,159

m²の内 0.35 m²で、〇〇〇自治会南側に位置します。

申請人は、茨城県〇〇市に本店を置き、不動産事業を営む法人であり、農地の有効活用及び経営の安定を図るために、申請地を借り受けて、すでに設置済である上部空間の営農型太陽光発電施設の事業運営をするものです。下部の農地では貸人自ら茶の栽培を継続しますが、地表部の支柱及び引込柱の面積について一時転用許可を得ようとするものです。

下部は農地のままで利用するので、土砂等が流出する恐れはなく、雨水は地下浸透及び自然流下で排水路に放流し、日照・通風等については周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、100 分の審議番号 4 番です。関連資料は 116 分から 120 分になります。借人は、先程、農地転用事業計画変更で営農型太陽光発電設備の譲渡を受けた茨城県〇〇市の有限会社〇〇〇〇、貸人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番、畑 3,780 m²の内 0.42 m²で、〇〇〇自治会南側に位置します。

申請人は、茨城県〇〇市に本店を置き、不動産事業を営む法人であり、農地の有効活用及び経営の安定を図るために、申請地を借り受けて、すでに設置済である上部空間の営農型太陽光発電施設の事業運営をするものです。下部の農地では貸人自ら茶の栽培を継続しますが、地表部の支柱及び引込柱の面積について一時転用許可を得ようとするものです。

下部は農地のままで利用するので、土砂等が流出する恐れはなく、雨水は地下浸透及び自然流下で排水路に放流し、日照・通風等については周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、賃借権設定について、月野委員お願いします。

月野委員 報告いたします。121 分の審議番号 1 番です。関連資料は 122 分から 126 分になります。借人は、鹿児島市の株式会社〇〇〇〇、貸人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番 外 1 筆、畑 2,072 m² で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、鹿児島市に本店を置く、林業、建築資材の仕入販売を営む法人であり、経営の安定を図るために、利便性のある申請地を借り受けて、南薩地域の間伐材等の丸太置場、作業場、トラックの駐車場としようとするものです。申請地をすでに利用していることから、今回、追認で許可を得ようとするものです。

申請地の北側、南側は農地に、東側は山林に、西側は市道に接しています。現状のまま利用しますが、法面保護を行うので土砂流出等の恐れはなく、雨

水や日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 85 ㊦の 5 条申請所有権移転につきまして補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。また、審議番号 1 番につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第 2 種農地の『その他の農地』に区分されます。日常生活に必要な施設への出入りであることからやむを得ないと判断されます。

審議番号 2 番につきましては、用途地域が定められている区域内にある都市計画用途地域内農地であり第 3 種農地に区分されます。

審議番号 3 番につきましては、第 1 種農地と判断されますが、既存の集落に接続していることから第 1 種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。代替地を検討しましたが、適地がみつからなかったとのことです。

なお、審議番号 3 番は、第 1 種農地に区分されるため、来月、県常設審議委員会の意見聴取となります。

続きまして、100 ㊦の 5 条申請地上権設定につきまして補足説明いたします。議案①～④までは関連がありますので一括して説明いたします。一般基準につきましては、申請時の添付書類により譲渡前と同様の内容で確認されていますので、適当であると判断されます。許可につきましては譲渡前の許可日を継続する一時転用となっております。

なお、農用地区域内農地に区分されるため、来月、県常設審議委員会の意見聴取となります。

続きまして、121 ㊦の 5 条申請賃借権設定につきまして補足説明いたします。一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。農地区分に応じた許可基準につきましては、周囲に概ね 10ha 以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第 1 種農地と判断されますが、第 1 種農地の不許可の例外である『一時転用』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つ

からなかったとのことです。

なお、申請地はすでに利用されていることから始末書が添付され、許可満了日までに遅滞なく農地へ復旧する旨の確認がとれています。また、第1種農地に区分されるため、異常設審議委員会の意見聴取となります。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

吉崎委員 確認の意味で質問致します。85 号の審議番号1番 法面工事が終わり舗装もなされていると解釈してよろしいでしょうか。

農地係長 現地調査で確認しましたところ、そのような状態でありましたので始末書の添付を求めていきたいと思っております。

大隣委員 99 号の審議番号3番、100 号の審議番号4番の確認の意味で貸人の住所は間違いないでしょうか。

農地係長 個人情報に関連もありますが、申請書どおりの内容であります。

議長 他に質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第34号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定については、所有権移転の審議番号1番と2番の2件については申請どおり許可し、所有権移転の審議番号3番と地上権設定の4件及び賃借権設定の1件については、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第34号に係る案件については、所有権移転の2件については申請どおり許可し、所有権移転の1件と地上権設定の4件及び賃借権設定の1件については、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長

次に、日程第11 議案第35号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長

説明いたします。129 号をご覧ください。「所有権移転」です。

譲渡人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん譲受人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇の1件です。設定面積は、畑2筆 2,096 m²で、理由につきましては、規模拡大1件です。10a 当たりの取引価格につきましては畑が600千円です。10a 当たりの取引価格の平均としましては、畑が600千円でございます。地域別では、颯娃地域1件です。

続きまして、131 号～140 号の「賃貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん設定を受ける者は、颯娃町〇〇の有限会社〇〇〇〇外59件です。設定面積は、田12筆 11,007 m²、畑98筆 135,633 m²の合計110筆、146,640 m²で、颯娃地域16件、知覧地域26件、川辺地域18件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「賃貸借利用権設定」につきましては、件数が18件、設定面積は、田2筆 2,369 m²、畑40筆 60,999 m²の合計42筆 63,368 m²で知覧地域18件となっております。

続きまして、142 号～144 号の「使用貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん相続人代表 〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、颯娃町〇〇の有限会社 〇〇〇〇外13件です。設定面積は、田4筆 2,757 m²、畑19筆 17,116 m²、の合計23筆 19,873 m²で、颯娃地域7件、知覧地域2件、川辺地域5件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「使用貸借利用権設定」につきましては、件数が2件、設定面積は、畑3筆 4,970 m²で、知覧地域1件、川辺地域1件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長

只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 35 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件について、申請どおり適当意見とすることに、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第 35 号に係る案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 次に、日程第 12 議案第 36 号 非農地証明願についてを議題といたします。
まず、現地調査員の報告を求めます。月野委員お願いします。

月野委員 報告いたします。146 号の審議番号 1 番です。関連資料は 147 号から 153 号になります。

申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字〇〇 〇〇〇番 外 6 筆 ，畑 2,889 m²で、〇〇と〇〇に位置します。申請地は昭和 61 年に杉、クヌギを植林したもので、手入れをすることなく管理が行き届かないまま、山林の状態で現在に至っています。農地への復元は著しく困難であり、周辺は一部を除き山林と竹が生い茂っている状況であります。今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱いの規定に基づきまして、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数や周辺農地に与える影響等を考慮した上で、今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 36 号 非農地証明願については、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって議案第 36 号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議長 次に、日程第 13 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

樋渡推進委員 営農型太陽光の営農条件である 8 割の収量確保について、農業委員会として関係部署と連携した継続的な現地調査の強化。併せて荒廃農地抑制のため財政支援等の要望。

議長 その他ありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

農政係長 (今後の日程について連絡する。)

議長 只今の件について、御質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり

農地係長 会長と事務局長の挨拶を伝える。

議長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和 5 年第 6 回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

農政係長 「一同礼」

閉 会 午後 3 時 35 分

南九州市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 3 番 _____

会議録署名委員 4 番 _____